## 新宿ターミナル協議会設置要綱

(制定) 平成27年 5月29日 27都市基交第130号

(改正) 平成27年12月18日 27都市基交第476号

(改正) 平成30年 3月 1日 29都市基交第826号

(改正) 平成30年12月25日 30都市基交第880号

(目的)

第1条 新宿駅及びその周辺部を対象として、利用者本位のターミナルの実現に向け、多様な関係者が連携して利便性の向上に取り組むことを目的として、新宿ターミナル協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別紙に掲げる委員(座長、専門アドバイザーを含む。)及びオブザーバーにより構成する。

(座長)

- 第3条 協議会に座長を置く。
- 2 座長は、協議会を招集し、議事を総理する。
- 3 前条の規定のほか、座長が必要と認める者を委員に指名することができる。

(会議の公開)

第4条 協議会及び協議会の資料は、公開とする。ただし、座長が公開を不適当と認めるときは、 この限りではない。

(分科会)

第5条 協議会には、利便性向上に関して利用者の視点から具体的に検討・調整を進めるため、 案内サイン分科会、バリアフリー・利便性分科会を設置する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課及び新宿区都市計画部新宿 駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

## 新宿ターミナル協議会委員名簿

座 長 岸井隆幸 日本大学理工学部土木工学科特任教授

専門アドバイザー 赤瀬達三 株式会社黎デザイン総合計画研究所代表取締役

委 員 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長

委 員 国土交通省関東運輸局交通政策部長

委員 東京都都市整備局都市基盤部長

委 員 東京都都市整備局交通政策担当部長

委 員 東京都建設局道路保全担当部長

委 員 東京都交通局企画担当部長

委員 新宿区都市計画部新宿駅周辺整備担当部長

委員 新宿区みどり土木部長

委 員 東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画部長

委 員 東京地下鉄株式会社鉄道本部鉄道統括部長

委員 西武鉄道株式会社鉄道本部計画管理部長

委員 京王電鉄株式会社鉄道事業本部鉄道営業部長

委員 小田急電鉄株式会社交通サービス事業本部執行役員交通企画部長

委員 株式会社ルミネ開発企画部長

委員 新宿サブナード株式会社総務部開発推進担当部長

委 員 京王地下駐車場株式会社事業部部長

委員 一般社団法人東京バス協会理事長

委員 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会専務理事

委員 一般社団法人東京個人タクシー協会副会長

委員 公益財団法人東京タクシーセンター指導部長

オブザーバー 国土交通省鉄道局都市鉄道政策課長

オブザーバー 国土交通省都市局街路交通施設課街路事業調整官